

古賀特別支援学校中学部生徒心得

1 目的

- 「楽しく」「安心して」「安全に」「豊かな学校生活」を送るために、よりよい学習環境を整える。
- 道徳、倫理、法律、社会生活上に必要なルールを守ろうとする意識を育む。

2 校内での生活

1) 基本的な生活

- ① 相手を思いやる気持ちをもとう。
- ② 学校生活に必要な物を持ってこないようにしよう。
(情緒の安定のために必要な物は、学年の意向を聞いて、児童生徒指導課で許可を判断する。)
- ③ 物のやり取りはしないようにしよう。
- ④ 登校後は許可なく学校の外に出ないようにしよう。
- ⑤ 友人との交遊交際は互いの人格を尊重し合い、中学部の生徒として節度あるものとする。
- ⑥ 学校の施設、設備、備品等を大切に扱おう。
- ⑦ いじめは絶対にしないこと。

2) 服装(登下校時、校内での学習活動)、身だしなみ等

- ① 季節や場や状況に応じた服装を心がけ、身だしなみを整えること。
(衣替えの時期は設定していない。季節・天候・体調などに応じて調節を行う。)
- ② 登下校は通学服を着用すること。
ただし、古賀特別支援学校中学部指定の制服は無いため、居住地等の中学校の制服または中学部説明会で示された華美でなく露出が少ない白、紺、灰等を基調とした色の服を着用する。
- ③ きまりとは異なる服装をする場合、保護者を通じて許可を得ること。
- ④ 防寒着に関して特に規定は設けないが、あまり高価でなく、華美でないものが望ましい。
- ⑤ 頭髪が肩より長くなる場合は結ぶこと。また、前髪は目に入らないように工夫すること。
- ⑥ 以下の事柄は禁止する。

- ・頭髪：パーマ、眉そり、染髪・脱色、特異な髪型
- ・装飾品など：ピアス、アクセサリ等の装用、化粧、香水類の使用
- ・その他：ピアスの穴を開ける。

3 校外での生活

1) 自覚と行動

- ① 本校中学部の生徒であることを常に意識し、人に迷惑をかけない行動をしよう。
- ② 外出時は、「誰と、どこに、何をしに」行くのか、「いつ帰る」のかを保護者に必ず伝え、承諾を得てから外出するようにしよう。
- ③ 安全に留意し、暗くなるまでに帰宅するようにしよう。
- ④ 事件や事故が発生した場合、速やかに学校に連絡すること。

2) 禁止事項

- ① 保護者同伴でない外泊は禁止する。
- ② 物品や現金の貸し借りは禁止する。おごったりおごられたりしないこと。
- ③ 危険な場所の近くで遊ばないこと。また、危険な遊びをしないこと。
(危険な場所とは、川、池、海、線路、工事現場、裏通り、空き家等)
- ④ ゲームセンターやカラオケ等は、友達同士（一人でも）で行かないこと。
- ⑤ ナイフやカッターなど危険なものを持ち歩かないこと。
- ⑥ SNSに自分や他者の個人情報を流出させないこと。また、誹謗・中傷の書き込みをしないこと。

4 携帯電話

1) 所持

- ① 自主通学で、携帯電話の持ち込みを申請し許可を受けた生徒が学校に携帯電話を持ち込むことができる。
- ② 携帯電話は、登校後直ちに担任に預け、下校時に担任から受け取ること。

2) 利用規則

- ① 登下校中の使用は緊急時のみとする。
 - ・校内や通学バス内の使用に関しては原則禁止である。電源はOFFにしておく。
 - ・保護者との定時連絡は可だが、校内や通学バス内では行わないようにする。
 - ・歩きながらの携帯電話の操作は危険なため禁止する。
- ② 無許可所持、または、利用規則を守らなかったことが発覚した場合は、携帯電話を預かり、担任等で指導の後、原則保護者に返却する。
- ③ 生徒同士であらゆる個人情報の交換をしない。

<ul style="list-style-type: none">・自分が知っている友達等の情報を、勝手に他の友達等に教えない。・友達や後輩等の情報を他人に頼み、他の友達の個人情報を聞き出さない。
--

5 その他

1) 特別指導に関する基準

- ① 別に定める「児童生徒の問題行動対応マニュアル」に沿って指導する。
- ② 懲戒については中学部の生徒に応じた指導を実施する。